

# 社会福祉教育のあり方について（第2次答申）

昭和51年7月2日

社会福祉教育問題検討委員会

## まえがき

本委員会は昭和50年3月14日厚生省社会局長から「今後における社会福祉関係者の教育の基本構想及び社会福祉教育のあり方」について諮問されて以来、この問題について鋭意検討を重ね、同年7月16日最も緊急を要すると考えられた社会福祉施設、特に入所施設における社会福祉固有の専門職員である生活指導員、児童指導員、寮母、保母等の直接処遇職員の今後の教育の方策に関して、とりあえず、厚生省社会局長に中間的に答申を行なった。

本委員会は、入所施設における専門職員と入所施設以外における専門職員との間に、その求められる基礎的資質に相当程度の共通性があるため、さきの中間答申において「生活訓練指導員等の教育のあり方」を示すことによって、入所施設以外における専門職員の教育の方策も一応方向づけ得たと考えているが、これをふまえ、さらに社会福祉施設のうちに、通所（利用）施設の生活指導員、児童指導員、児童厚生員等の直接処遇職員、社会福祉行政機関の現業員、査察指導員、身体障害者福祉司、児童福祉司等の職員、社会福祉事業団体の職員等の今後の教育の方策について、引き続き検討を行なった。

この際、通所施設の直接処遇職員のうち、保育所の保母については、現在、中央児童福祉審議会において、その教育のあり方を含めて検討されていることもあり、今回の検討からは除くこととした。

また、本委員会はさきの中間答申及び今回の答申に係る専門職員の4年制大学及び短期大学における養成のためのカリキュラム編成の基本方針並びに生活訓練指導員及び保護指導員の現任訓練カリキュラ

ム編成の基本方針について検討を行なった。

これにあわせ、新しく構想される大学院の教育及び研究の問題があったが、これについては、その重要性は十分に認識されるが、同時に、その入学者が新しい養成課程を終えてこの大学院課程に到達するには、なお時日を要すること及び社会福祉施設の経験者の入学制度等の新しい構想に立脚する必要があること等専門的に検討する分野が多いので別途の審議機関の検討にゆずることが適当と考えた。

また、社会福祉専門職員の教育と並んで重要と考えられている現任訓練については、社会福祉事業に従事している職員を社会福祉固有の専門的職員として養成訓練するためのものと、資格等にはかかわりなく社会福祉事業の機能の高度化に対応して従事者がその資質を向上させるためのいわゆる卒業後教育もしくは生涯教育の一環としてのものの二つがありいずれも極めて重要なものであるが、その全体的な検討に際しては、社会福祉の制度全般にかかわる様々な問題があり慎重に対処することを必要とするので、別の機会にゆずることとし、中間答申でふれている範囲、すなわち、入所施設における生活訓練指導員、主任保護指導員及び保護指導員養成のための現任訓練のカリキュラム編成の基本方針に限ってふれることとした。

以上の結果、本委員会は、次のとおり各委員の意見が一致したので、さきの中間答申に加え、ここに第2次の答申を行なうものであり、この両答申をもって「社会福祉教育のあり方について」の本委員会での検討をすべて終ることとした。

なお、さきの中間答申及び今回の答申を通じ、社会福祉施設の専門職員については、そのあるべき機

能に着目し、これらの職員を、生活訓練指導員と保護指導員（いずれも仮称）に区分して検討したが、これらの具体的な呼称については、広く各分野の提案を徴する等の工夫をこらすほか、社会福祉施設における実態に即した使い方を考慮するなどの措置についての配慮も必要であると考えるので、特に付言しておきたい。

## 1 入所施設以外における社会福祉専門職員の教育のあり方

### (1) 入所施設以外における社会福祉専門職員の職務内容及び職務能力

#### (ア) 通所施設の生活訓練指導員について

入所施設以外の施設を大別してみると、主として身体的、精神的、社会的にハンディキャップを有する者を対象としている肢体不自由児通園施設、精神薄弱者のための通所作業施設等のいわば狭義の通所施設と、それぞれ対象者が必要に応じて利用する老人福祉センター、母子福祉センター、児童厚生施設等のいわゆる利用施設とに分けることができ、そこに配置されている専門職員としては、生活指導員、児童指導員、作業指導員、児童厚生員等（以下「生活訓練指導員」という）がある。

上述の職員のおもな職務内容は、対象者の身上相談、生活上の相談、自立計画の相談、家族関係の相談、日常生活指導、作業指導、基礎学力指導、スポーツ指導、レクリエーション指導、家族関係の調整指導、関係機関及び地域社会との連絡調整等となっており、通所施設と利用施設とにおいて、その施設の種類なり、目的なりに応じて若干の差はみられるものの、概ね共通したものとなっている。

通所施設及び利用施設（以下「通所施設」という）職員の職務内容を、入所施設の生活訓練指導員の職務内容と比較してみると、入所施設の場合には、入所者の生活基盤がその施設におかれていることから、入所者の身体または精神上の障害の程度に応じた給食、排泄、入浴等の日常生活上の介護指導が欠かせないものとなっている。他方、通所施設の場合には、通所者の生活基盤が家庭にあるため、入所施設にみられるような日常生活上の介護指導のウエイトが比較的低い。また、入

所施設の生活訓練指導員の場合も、入所者の処遇上必要な家庭状況の把握と家族関係の調整指導がおもな職務内容の一つとなっているが、通所施設の生活訓練指導員の場合には、特にこのウエイトが高い。

このように、通所施設の生活訓練指導員の職務内容と入所施設の生活訓練指導員の職務内容は、濃淡の差はあるにしても、ほぼ共通していると考えることができ、したがって、その求められる職務能力もまたほぼ共通するものと考えられる。

#### (イ) 社会福祉行政機関職員について

社会福祉行政機関の専門職員としては、福祉事務所におかれている現業員、査察指導員、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、児童相談所におかれている児童福祉司、相談員、身体障害者更生相談所及び精神薄弱者更生相談所におかれている相談員、婦人相談所におかれている相談指導員といった多種多様な職種がある。

上述の職員のうち、現業員、相談員及び相談指導員といった直接処遇の現業事務に従事する職員（以下「現業員等」という）のおもな職務内容は、その対象においては、児童、老人、身体障害者、精神薄弱者等の違いはあるものの、いずれも対象者に対する面接相談、助言、援助及び指導であり、それぞれに共通したものが認められる。また、さらに査察指導員、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事及び児童福祉司といった、直接処遇の現業事務に従事する職員を指導監督し、または専門的な技術指導を行なう職員（以下「査察指導員等」という）のおもな職務内容は、現業事務に従事する職員に対する指導監督（能力啓発のための教育的援助を含む）あるいは高度の専門的技術指導及び特別の問題のある対象者に対する面接相談、助言、援助及び指導を行うこと並びに当該地域の実情を把握するとともに、必要な地域福祉計画を策定してこれを推進し、運営管理すること等であり、それぞれに共通したものが認められる。

これらの職員に求められる職務能力は、いずれも社会福祉に関する高度の知識及び技術、対象者の処遇に関する実務能力であり、査察指導員等については、そのうえに現業事務に従事する職員に

対する実務指導能力が要求される。

#### （ウ）社会福祉事業団体職員について

社会福祉事業団体としては、社会福祉協議会、老人・身体障害者等の福祉関係団体あるいはボランティア団体等がある。そのうち、特に専門的知識、技術をもつことが期待されているものに社会福祉協議会があり、ここにおかれている職員は現在、企画指導員（全国）、福祉活動指導員（都道府県・指定都市）、福祉活動専門員（市町村）があるが、その職務内容は社会福祉に関する調査研究、広報活動、地域福祉計画の策定、地域福祉活動の推進及び社会奉仕活動の育成等である。

これらの職員に求められる職務能力は、上述の職務内容を専門的に遂行するほか、社会福祉施設、社会福祉行政機関とも有機的に連携し、地域社会との調和を基調として活動しうるものでなければならない。特に企画指導員には福祉活動指導員を、福祉活動指導員には福祉活動専門員を助言、援助及び指導する能力が付加されなければならない。

#### （2）教育のあり方

上述のように、入所施設以外における専門職員の職務内容及び職務能力について、通所施設の生活訓練指導員、社会福祉行政機関職員及び社会福祉事業団体職員に分類して検討したが、通所施設、社会福祉行政機関あるいは社会福祉事業団体が社会福祉に果している機能に応じた職務内容の差はあるものの、いずれについても必要とされる職務能力は社会福祉に関する高度の知識及び技術、対象者の処遇に関する実務能力を前提とするものであり、このことは、さきの中間答申で示した入所施設における生活訓練指導員に求められる職務能力とほぼ共通するものである。

したがって、入所施設以外の専門職員の教育のあり方は、当委員会が、さきの中間答申で示した入所施設における生活訓練指導員の教育のあり方と同一の基盤の上に立って考えることが適当である。

この場合、入所施設の生活訓練指導員と通所施設の生活訓練指導員との間には、入所施設の生活訓練指導員と社会福祉行政機関職員及び社会福祉事業団体職員との間にはみられない職務内容の共通性、すなわち、単に直接処遇業務の一部を分担遂行するにとどまらず、社会福祉に関する高度の知識及び技術

を基礎としつつ、対象者の生活能力の保持発展を図り、家族関係の調整指導あるいは関係の諸機関及び職種間の連絡調整を行なうことなどがあるほか、入所施設と通所施設とを通じたの基幹職員養成を可能とし、かつ、両方の施設間の職員充足の互換性がもたらされるというメリットが考えられるので、これらカリキュラムの編成に反映させる必要がある。

#### 2 社会福祉専門職員養成カリキュラム編成の基本方針

##### （1）生活訓練指導員養成カリキュラム

わが国の社会福祉系大学においては、時代の要請に応えるため、個々に創意と工夫によって、その社会福祉教育の内容の充実を図ってきたが、さきの中間答申で特に重視している4年制大学での生活訓練指導員の養成のための教育を体系的に行なうまでには至っていない。

そこで、さきの中間答申で示している入所施設の生活訓練指導員の教育のあり方について新しく発想するとすれば、生活訓練指導員に要求される特別な資質や能力を付与するための教育を、4年制大学において行なうことを目的とする構想でのぞまなければならない。

したがって、生活訓練指導員を養成するためのカリキュラムの編成に際しては、大学設置基準の枠組みによることを前提としつつ、次の諸点に留意することが必要である。

（ア）専門教育の授業科目のうち、可能なものは第1学年から開始するよう配慮し、学年進行の過程を追って、その程度を深めるよう計画すること。

（イ）生活訓練指導員に求められる職務能力は、社会福祉に関する高度の知識及び技術、入所者の処遇（日常生活の介護及び臨床的指導訓練並びに保健衛生に関する総合的な基礎的知識等）に関する実務能力及び保護指導員に対する実技指導能力、施設の経営管理に関する知識及び実務能力であることから、その専門教育に当っては、これら三つの分野の知識、技術が十分身につくような授業科目を選び、それらの授業科目について、講義、演習及び実習を効果的に組み合わせるよう配慮すること。

その場合、視聴覚教育の施設を整備し、その活用を図ることも考慮されるべきである。

(ウ) 専門教育科目の履修に当っては、その大部分を学生が共通に履修するものとし、一部分の授業科目については、時代の進展に伴う社会福祉施設の機能分化に即応し、かつ、卒業後の進路をも考慮して、たとえば、児童、老人、身体障害者等に大別してそれぞれの特長に応じ系統的に履修できるよう配慮すること。

(エ) 専門教育の授業に当っては、実習を大幅に導入するよう配慮すること。

この場合の一応の基準としては、専門教育の総授業時間数の概ね三分の一程度をこれにさくくらの積極さが考えられてよい。また、実習は、第1学年から開始し、順次その割合を高め、最終学年においては、相当長期的、かつ、継続的に実施できるよう配慮すること。

(オ) 実習は、学生が実習スーパーバイザーの指導監督のもとに、現業を実地について学び、講義による知識だけでは得られない体験に基づく学習によって、その専門職業人としての成長を助ける過程である。それには、施設見学のような現業にかかわる程度の浅いものから、成熟した専門ワーカーとしての技術の修得を目指す深いものまで幅があり、学年進行の過程を追って、実習指導の内容が深まっていくように計画されなければならない。また、授業科目によっては、その授業科目ごとの実習、たとえば、当該授業科目の講義との関連で行なわれる事例研究、臨床研究、実地の見学等が、全体の实習計画の一環として、教育計画の中に組み込まれることも考慮されてよからう。

(カ) 実習は、生活訓練指導員の養成の趣旨から、社会福祉施設で行なうことを主体とし、福祉事務所等社会福祉施設以外の広い社会福祉事業の全体も把握できるよう配慮すること。

社会福祉施設において行なう実習は、入所者の処遇に関する実務能力を修得し、保護指導員に対する実務指導能力を身につけ、かつ、施設の経営管理の実態を把握し、あわせて保健・医療（看護、リハビリテーションを含む。）の実態を実地について理解することによって、これらの知識、技術を体得するよう配慮することが必要である。そのような観点からすれば、これらの実習は、いずれも必修とするよう配慮すること。

(キ) この場合の実習は、直営施設、契約施設を通じ

て利用できる実習施設を相当数確保しておくことが必要であるとともに、施設の種類、数及びこれに配属されるべき学生数について十分勘案し、効率的な実習ができるような周到な計画を組むべきであることはいうまでもない。

特に厚生省が特定の大学を選んで養成委託を行なおうとする場合には、直営施設の設置、実習生の配属と受け入れに伴う教育指導職員（フィールド・インストラクター）の制度的確立とその養成確保及びその他必要な財政措置等について、十分配慮する必要があること。

(ク) 以上のような教育を実施しようとするれば、現行の大学設置基準により、卒業のための最低履修単位（124単位）との関係が問題となるが、社会福祉系大学及び文科系大学等の現状をみると、実際には、この最低基準をかなり超えて教育を行なっている場合も多いので、このような実態をも十分勘案し、かつ、大学の独自性と創意工夫に期待しつつ、上述の目的が達成されるよう検討することが必要であろう。

以上述べてきたような、新しい社会福祉教育を実施する目的は、単に実務偏重の便宜的な教育でなく、あるべき社会福祉施設におけるあるべき基幹職員養成にあるので、当然その教育体制づくりの基礎には、社会福祉施設における直接処遇を重視する観点からの高度の研究体制の確立が前提となる。このような研究体制の確立があつてこそ、初めて効果ある社会福祉教育が可能となり、ひいては上述の実習指導も実効をもつこととなるのである。

そのためには、各授業科目相互間の有機的連携体制を確立し、必要に応じて、実習指導を担当する施設職員及び教育相互間のチームワークを促進するための組織づくりを進めることなども真剣に研究されてしかるべきであろうことを特に提言するものである。

次に、通所施設の生活訓練指導員、社会福祉行政機関職員及び社会福祉事業団体職員のカリキュラム編成の基本方針についてであるが、これら職員の教育のあり方については、入所施設の生活訓練指導員の教育のあり方と同一の基盤の上に立つべきであり、上述のように、カリキュラムの編成に当っては、通所施設の生活訓練指導員と社会福祉行政機関職員及び社会福祉事業団体職員との間で、若干の差異を

設ける必要がある。

すなわち、通所施設における生活訓練指導員については、入所施設の場合に比べて、その重点のおき方などに差があるので、これとは別個にカリキュラムを組む考え方もあるが、職務内容の共通部分があること、また、施設間の職員充足の互換性等といったメリットも考えられるので、両者に共通する部分をまず中心におき、両者それぞれに独自に必要な若干の科目が付加されることによって、所期の目的を達成することができよう。

また、社会福祉行政機関職員及び社会福祉事業団体職員については、入所施設的生活訓練指導員を含めすべてに共通する部分をまず中心におき、それに、それぞれ独自に必要な科目が付加された課程を設定することによって、所期の目的を達成することができよう。

なお、場合によっては、必ずしも直接その職務内容にかかわりのない科目が組み入れられることもあろうが、このことは、履修方法によって十分対応できるものであり、また、社会福祉の将来を展望するとき、社会福祉専門職員には、より幅広い知識、技術が求められていることにかんがみ、このような科目の修得が職務遂行のうえで、極めて有効なものとなると考えられる。

## （2）保護指導員養成カリキュラム

わが国の社会福祉教育は、従来から主としていわゆるソーシャルワーカーの養成を主眼として実施されてきており、さきの中間答申で示している保護指導員の養成については、特に高等教育としては保母養成課程によるもの以外行なわれたことがないため、全く新しいものとして構想されなければならない。

保護指導員は、直接に入所者に接し、その日常生活の介護及び指導訓練を通して、その自立性の維持・回復を図るものであり、その業務は福祉の理念に裏づけられた専門の知識と技術に支えられたものでなければならない。また、入所者のニーズの多様化と高度化に伴い、その権利の確保に万全を期することが求められているので、現在の高等学校卒業レベルでは適切にこの状況に対応することは困難であろう。それに加え、将来の国民の教育水準が現在以上に向上することを見通した場合に、保護指導員な

かんずくその中核的部分の職員の教育水準は、最低限短期大学卒業レベルとしなければ所期の目的を達成しえないであろう。

したがって、保護指導員養成のためのカリキュラムの編成に当たっては、生活訓練指導員の例にならひ、かつ、大学設置基準の枠組みを前提としつつ、次の諸点に留意することが必要である。

（ア）専門教育に当たっては、入所者の処遇に必要なとされる授業科目のほかに、社会福祉に関する基礎的知識が十分身につくような授業科目を選び、それらについて講義、演習及び実習を効果的に組み合わせるよう配慮すること。

（イ）授業科目の学年配分については、教育期間が2年であることにかんがみ、第1学年から一般教養科目と並行して、専門教育科目を履修させるよう配慮すること。

その際、授業科目の細分化はできるだけさけ、保護指導員の教育目的に応じて、系統的に履修させることが肝要である。

（ウ）専門教育科目の履修に当たっては、その大部分を学生が共通に履修するものとし、一部分については社会福祉施設の機能分化に即応し、かつ、卒業後の進路をも考慮して、たとえば児童・老人・身体障害者等に大別して、それぞれの分野の科目を系統的に履修できるよう配慮すること。

（エ）専門教育の授業に当たっては、実習を大幅に導入するよう配慮すること。この場合の一応の基準としては、総授業時間数の概ね三分の一程度を目途とし、特に最終学年においては、相当長期的かつ継続的に実施できるよう配慮すること。

（オ）実習は保護指導員の性格からして、社会福祉施設で行なうこととするが、それ以外の社会福祉事業の基礎的知識をも修得させるため福祉事務所等社会福祉施設以外におけるものも含むよう配慮すること。ただし、後者については実地の見学等を主体とすること。

（カ）社会福祉施設における実習については、直営施設、契約施設を通じて利用できる実習施設を相当数確保するとともに、施設の種類、数及びこれに配属されるべき学生数についても十分勘案し、効率的に実施できるよう配慮すること。特に厚生省が特定の大学を選んで養成委託を行なおうとする場合には、生活訓練指導員の場合と同様、直営施

設の設置及び実習生の配属と受け入れ体制の確立、その他必要な財政措置等について十分配慮すること。

(キ) このような教育を実施する場合の最低履修単位については、現行の短期大学設置基準（62単位）に準拠し、かつ、それをあまり超過しない範囲で創意工夫をこらすよう配慮すること。

以上の教育を実効あるものとするためには、生活訓練指導員の場合と同じく、その前提となる教育体制の確立が不可欠であるので、大学における研究体制の確立、各授業科目相互間の有機的連携の強化、実習施設における実習指導体制の確立、大学教官と実習施設の教育指導職員とのチームワークの確立を図るための組織づくりの推進について具体的に検討することを特に提言するものである。

### (3) 生活訓練指導員現任訓練カリキュラム

生活訓練指導員は、さきの中問答申にも示しているような社会福祉に関する高度の知識及び技術入所者の処遇に関する実務能力及び保護指導員に対する実務指導能力 施設の経営管理に関する知識及び実務能力という三つの職務能力が要求されるものとして、新たに構想されたものであり、現任訓練による養成は上述の4年制大学におけるものを補完するものであるから、次の諸点に留意することが必要である。

(ア) 社会福祉施設において数年間の経験をもつ優秀な主任保護指導員を対象として実施すること。

(イ) 主任保護指導員は入所者の処遇についての実務経験はあるが、その業務に必要な知識、技術を系統的に修得しておらず、また、社会福祉に関する高度の知識及び技術、施設の経営管理に関する知識及び実務能力が不足しているので、現任訓練に当たっては、これらの不足部分を補うように配慮すること。

(ウ) その方法としては、新しく構想された4年制大学に入学させて一定の期間に必要な科目を履修させること、長期間職場を離れることが困難な者に対しては、上述の4年制大学における通信教育の課程を履修させること、または、夏季等における集中講座を受講させることなどが考えられる。

また、それらに代る資格認定のための制度を創設してその課程を履修させることも十分に考慮さ

れてよい。

(エ) 履修科目、履修期間等については、生活訓練指導員には4年制の社会福祉系大学卒業レベル以上の資格が要求されていることにかんがみ、実習及び直接処遇技術等以外の専門教育科目については、4年制大学のカリキュラムに匹敵する程度の科目を履修させるくらいの積極さが求められる。

(オ) 現任訓練実施機関は、修得させるべき履修科目、履修期間、受講生の資質等について適格に把握し、生活訓練指導員となるにふさわしい課程を定めなければならない。

### (4) 保護指導員現任訓練カリキュラム

保護指導員については、さきの中問答申において入所者の日常生活の介護及び指導訓練の実務能力が要求されるものとして新たに構想されたものであり、現任訓練による養成は上述の短期大学におけるものを補完するものであるから、次の諸点に留意することが必要である。

(ア) 現在、保護指導員につながる生活指導員等は高等学校卒業程度の者が多く、その業務についての実務経験はあるものの、その活動を支える知識、技術が不足しがちであるので、現任訓練のカリキュラム編成に当たっては、その業務がいかなる理論に基づくものであるかを主眼として系統的に履修させることが必要である。

(イ) この場合の現任訓練は、1日または2日程度の簡単なものではなく、将来の保護指導員は最低限短期大学卒業レベル以上の資格が求められていることにかんがみ、それと比べてもそんな色のない水準の知識及び技術が修得できる程度に内容の充実したものとなることが必要であり、したがって、生活訓練指導員について述べたように、実習及び直接処遇技術等以外の専門教育科目については、短期大学のカリキュラムに匹敵する程度の科目を履修させるくらいの積極さが求められてよい。

(ウ) さらに、主任保護指導員の場合についていえば、その業務は入所者に対する日常生活の介護及び指導、訓練のほか、保護指導員に対する実務指導能力が求められていることにかんがみ、上述の保護指導員に対するものに実務指導能力が修得できる科目を付加したより高度のものとする必要がある。

（エ）そのため、現任訓練実施機関は、修得させるべき履修科目、履修期間、受講生の資質等について適確に把握し、保護指導員としてふさわしい課程を定めなければならない。

以上のような現任訓練を有効なものとするためには、社会福祉施設内部における協力体制及び現任訓練実施機関の研究、教育体制並びに両者の緊密な連絡体制の確立が不可欠である。なお、上述の現任訓練を必要とする職員が、その機会を十分に活用できるよう格別の措置が講じられるべきことはいうまでもない。

### 3 その他

最後に、さきの中間答申のなかでふれられているMSW及びPSWについて、この際付言しておく。

現在MSW及びPSWは、いわゆる医療社会事業に従事し、そのおもな職務内容は、患者やその家族の当面している精神的あるいは社会的な諸問題に対

し、社会福祉の立場から助言・指導等を行なうものである。

このMSW及びPSWは、医療及び公衆衛生の分野を中心として発達し、社会福祉の分野における位置づけがなお確立されていないが、今後における必要性は増大するものと予測されるので、この際、これらの教育を考えると、MSW及びPSWに求められる知識・技術とそれを支えるべき学問的背景については、他の社会福祉専門職員の場合と同じであるので、さきに述べた教育のあり方と同様に、それぞれ共通した部分を中心におき、それにそれぞれ独自に必要なとされる科目が付加された課程を設定することによって所期の目的を達成することができよう。

なお、特にMSW及びPSWの一部においてみられるように、患者の臨床面に携わる場合には、心理判定員等の場合と同様に、社会福祉の4年制大学教育のみをもっては対応が十分とはいえないので、医学、精神衛生等不足する科目を別個の体系で付加することが期待される。